

## Q&A

|                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q.所得の確認方法は？                                                                                                               |
| 申請時点で発行されている最新の所得証明書で確認します。また有職、無職に関わらず夫婦合算の所得となり、夫婦のそれぞれの所得証明書の提出をお願いいたします。                                              |
| Q.婚姻に伴い、リフォームや増改築をしたけど、補助の対象になるか？                                                                                         |
| 対象となりません。                                                                                                                 |
| Q.勤務先から住宅手当が支給されているけど、申請できる？                                                                                              |
| 申請はできますが、住宅手当分は対象外となります。手当支給額を把握するため、住宅手当支給証明書(様式第3号)の提出をお願いします。                                                          |
| Q.引越費用ってどんな費用が対象になるの？                                                                                                     |
| 引越業者や運送業者を利用した引越費用に限ります。依頼業者の領収書によって引越費用であることが確認できない場合は対象外となります。(不用品の処分費用や自らレンタカーなどを借りて引っ越した場合、友人などに頼んで引っ越した場合を対象になりません。) |
| Q.支払った賃貸借費用の補助期間はいつから対象となりますか？                                                                                            |
| 基本的に婚姻しかつ同居したことが確認できた時点から年度末までが補助期間となります。ただし婚姻日、同居日、賃貸借期間の時期により異なる場合がございますので、担当までお問合せください。                                |
| Q.夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象になるか？                                                                                     |
| 対象となります。ただし、補助金の申請要件を満たした世帯に限ります。                                                                                         |
| Q.1月1日時点で海外に移住していたなどの理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明書が取得できない場合はどうしたらよいのか？                                                        |
| 住民票などで課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、当該年の収入が確認できる資料(給与明細等)により、所得額を推計します。                                                      |
| Q.再婚の場合も対象になる？                                                                                                            |
| 補助の対象になります。しかし、夫婦の一方又は双方が過去に他自治体の本制度補助金を既に受けたことがある場合は、対象になりません。                                                           |
| Q.前年度上限に達しなかった夫婦の継続補助はできるか？                                                                                               |
| 令和5年度より可能となりました。事業実施年度の対象事業期間、支払期間と同様とし、婚姻日の属する年度の次年度に限り、昨年度の上限額まで継続して行うことができます。                                          |
| Q.貸与型奨学金の年間返済額の期間と、確認方法は？                                                                                                 |
| 期間については所得証明書の期間と同一となります。年間返済額は奨学金返還証明書により確認することが望ましいが、同証明書の提出が困難な場合には通帳等による返済額の確認でも差し支えありません。                             |

その他ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問い合わせください。

恩納村役場 定住促進室 TEL098-966-1201